

# 特別会員および正会員 規程

一般社団法人日本雇用環境整備機構

平成22年8月2日制定

平成23年6月1日改訂

平成23年12月29日改訂

平成24年5月29日改訂

平成28年4月1日改訂

平成30年10月18日加筆

令和7年4月1日改訂

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本雇用環境整備機構（以下、「本機構」という。）規則第7条第2項に基づき、本機構が入会基準への適合に関する評価・判定等を行うための事項を定める。

## 第2章 会員

(会員)

第2条 本機構では一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする「会員」は、本機構の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体である（以下「会員」という）。（ハ）

(会員の種別)

第3条 会員は特別会員と正会員に分類する。

(1) 特別会員 国及び市町村等の行政機関または公益性を有する団体で、以下に該当するものを指す。

①一種特別会員 国及び市町村、または独立行政法人等と判断される本機構の目的に賛同して入会した行政庁等

②二種特別会員 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利法人等と判断される本機構の目的に賛同して入会した公益性を有する団体等

(2) 正会員 本機構の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体で、以下の三種に分類する。

①一種正会員 常勤役員または従業員を1名以上有する株式会社及び有限会社並びに特別会員以外の法人又は団体で、本機構の目的に賛同して入会した法人等

②二種正会員 常勤役員または従業員を1名以上有する株式会社及び有限会社並びに特別会員以外の団体で、厚生労働大臣認可有料職業紹介事業許可証又は厚生労働大臣認可一般労働者派遣事業許可証を有する法人で本機構の目的に賛同して入会した法人等

③三種正会員 本機構の目的に賛同して入会した個人

2 法人及び団体等にあつては、登記を異にする支店等はこれに含まないものとする。  
ただし、支店等の単位での入会を妨げないものとする。

#### (入会基準)

第4条 本機構第7条及び同条2項により入会を希望する者は、国・行政庁又は所管労働局等より使用者の雇用について過去1年間において罰則・勧告等を受けたことのない者で、且つ次の事項のいずれかを満たす者（社または団体を含む、以下同）でなければならない。但し、本機構規則第2条に定める第一種特別会員はこの限りではない。

- (1) 本機構の事業に賛同する個人、法人及び団体であること。
- (2) 育児者・障がい者・高齢者（以下、エイジレスという）等の対象者の雇用促進のための支援を実施している又は支援に賛同の意思を有する者。
- (3) 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための意識啓発に務めている者又はその意思を有する者。
- (4) 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための適正な雇用環境の整備に務めている者又はその意思を有する者。
- (5) 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための専門知識を有する管理者の育成・養成を行うことに務めている者又はその意思を有する者。

#### (入会申し込み)

第4条 特別会員または正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会を希望する者は、理事会が別に定める推薦状により、本機構会員より推薦を受けなければならない。本機構会員からの推薦が著しく難しいと判断される場合は、理事長が審査し理事長の責をもって推薦することができる。但し、本機構規則第2条に定める第一種特別会員を希望する者はこの限りではない。

3 法人及び団体たる特別会員または正会員にあつては、その代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。

### 第3章 会 費

#### (入会金)

第5条 特別会員または正会員においては入会金は発生しないものとする。（ハ）

#### (会 費)

第6条 特別会員または正会員においては会費は発生しないものとする。（ハ）

#### 第4章 その他

(雑 則)

第7条 特別会員または正会員の権利義務等については本機構規則に準ずるものとする。

2 本規程及び本機構規則に定めのない事項については、理事長が定める。

3 賛助を目的とした会員は会員制度要綱に準じて加盟する者・社をいい、本制度でいう特別会員及び正会員には該当しない。(ロ) (ハ)

平成28年4月1日改訂 (イ)

平成30年10月18日加筆 (ロ)

令和7年4月1日改訂 (ハ)

# 一般社団法人日本雇用環境整備機構

## (特別会員・正会員限定) 入会審査申込書

ふりがな 氏名又は組織名称	
住所又は所在地	〒      ー
組織の場合担当部課名	
ふりがな 組織の場合担当者氏名	
連絡先電話番号	(      )      ー
連絡先メールアドレス	
会員種別 (いずれかに○印)	イ. 第一種特別会員 (国及び市町村、または独立行政法人) ロ. 第二種特別会員 (社団法人、財団法人、特定非営利法人) ハ. 第一種正会員 (株式会社、有限会社) ニ. 第二種正会員 (人材派遣事業者、職業紹介事業者) ホ. 第三種正会員 (個人)
会費及び入会金	なし

(社) 日本雇用環境整備機構 理事長 殿  
上記記載のとおり申請いたします。

令和    年    月    日

担当者自署 \_\_\_\_\_

※申込書送付先

郵送の場合 〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1第一ともえビル8F  
(一社) 日本雇用環境整備機構 事務局宛

FAXの場合 03-3379-5596

メールの場合 info@jee.or.jp

(注) 本申請書は特別会員又は正会員の入会申請です。

通常の賛助的な会員制度の入会はこちら参照下さい (<http://www.jee.or.jp/network/network.html>)